

市の職員数や給与についてお知らせします

市では、人事行政の公平性と透明性を高めるため、市の職員数や給与の状況について公表を行います。

人事関係では、職員数や休暇、福利厚生などの状況について、給与関係では、普通会計（水道・下水道事業などの特別会計を除く）に属する職員の給与と各種手当の状況および市長など特別職の報酬についてお知らせします。

なお、詳細は、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

《問合せ》職員課
☎ 2311326



人事関係

1. 職員の任免および職員数の状況

(1) 採用と退職

(平成19年度)

身分上の職名	職 種	採用	退職
行政職員	一般事務職	4人	17人
	介 護 職	1人	1人
	保 育 士	-	8人
	土木技術職	-	2人
	保 健 師	1人	1人
	医 師	-	1人
消防吏員	消 防 職	3人	5人
教 員	幼稚園教諭	-	5人
技能職員	技 能 職	-	5人
労務職員	労 務 職	-	1人
合 計		9人	46人

(3) 部門別職員数の状況

部 門	区 分	職員数		対前年増減数
		19年度	20年度	
一般行政	一般管理	387人	383人	△4人
	福 祉	212人	204人	△8人
	小 計	599人	587人	△12人
特別行政	教 育	193人	190人	△3人
	消 防	128人	128人	-
	小 計	321人	318人	△3人
公営企業等会計	水 道	40人	33人	△7人
	下 水 道	33人	28人	△5人
	そ の 他	50人	52人	2人
	小 計	123人	113人	△10人
合 計		1,043人	1,018人	△25人

※地方公共団体定員管理調査による職員数で教育長を含む。
※いずれの年度とも4月1日現在の数値。

(2) 昇任と降任

(平成19年度)

区 分	昇 任	降 任
部 長 級 以 上	4人	-
課 長 級	9人	0人
課 長 補 佐 級	19人	0人
係 長 級	26人	0人
主 任 以 下	-	0人
合 計	58人	0人

※昇任とは、現在の職より上位の職に任用されること、降任とは、現在の職より下位の職に任用されることです。

(4) 定員管理適正化計画の年次別推進状況の概要

区 分	人数（進捗率）		17～22の 数値目標	22年度
	17年度	20年度		
一般行政	641人 (-)	587人 (60.0%)	△90人	551人
特別行政	300人 (-)	317人 (100.0%)	17人	317人
公営企業等会計	134人 (-)	113人 (67.7%)	△31人	103人
合 計	1,075人 (-)	1,017人 (55.8%)	△104人	971人

※(3)部門別職員数の状況と比較した場合、教育長は対象外になります。
※行政改革大綱に基づく平成19年4月の組織改革（子ども部門の統一など）により、計画の見直しを行っています。

2. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 基本的な勤務時間

職員の勤務時間は、1日8時間、1週間40時間です。

(平成20年4月1日現在)

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間
一般の職員	午前8時30分～午後5時30分	勤務時間中において1時間

(2) 休暇

(平成20年4月1日現在)

種類	内 容	
年次有給休暇	心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とし、職員が請求したときに付与される休暇 1年度につき20日以内	
病 気 休 暇	負傷または疾病の療養のため勤務することができない職員に対し、医師の証明などに基づき、必要最小限度の期間について認められる休暇 120日以内	
介 護 休 暇	職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇 連続する6カ月の期間内	
組 合 休 暇	職員団体の業務に従事する場合に認められる無給の休暇 1年度につき30日以内	
特 別 休 暇	特別な事情により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇	
	結婚休暇	5日の範囲内の期間
	妊娠中または出産後の通院休暇	必要と認める時間
	分べん休暇	・ 出産予定日の8週間前の日から出産まで ・ 出産の日の翌日から8週間を経過する日まで } の範囲内の期間
	配偶者出産休暇	
	男性職員の育児参加休暇	7日の範囲内の期間
	忌引休暇	続柄に応じた範囲内の期間
	夏季休暇	5日の範囲内の期間
	その他	育児休暇、子の看護休暇、生理休暇、父母の祭り休暇、ボランティア休暇、骨髄提供休暇、長期勤続休暇

(3) 年次有給休暇の取得状況

(平成19年度)

総取得日数	8,870日
対象職員数	1,043人
平均取得日数	8.5日

(4) 育児休業の取得状況

(平成19年度)

平成19年度に新規に育児休業を取得した者	14人
平成18年から引続いている者	6人

育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するために休業することができる制度です。育児休業期間中は、給与は支給されません。

3. 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合や長期休養を要する場合などに、公務能率の維持を目的として、降任、免職、休職、降給させる不利益処分のことをいいます。

(平成19年度)

種類	降任	免職	休職	降給
処分件数	0件	0件	6件	0件

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法律または条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合に免職、停職、減給、戒告となる不利益処分をいいます。

(平成19年度)

種類	戒告	減給	停職	免職
処分件数	2件	2件	0件	0件

4. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修

(平成19年度)

種別	派遣先・内容など	受講者数
派遣研修	自治大学校	3人
	兵庫県自治協会(パソコン・実務研修ほか)	108人
	兵庫県自治研修所(管理職員・監督職員研修ほか)	42人
	但馬広域行政事務組合(中堅・新任職員研修ほか)	138人
	全国市町村国際文化研修所(国際交流基礎ほか)	8人
庁内研修	人と未来防災センター(災害対策)	2人
	メンタルヘルス研修(一般職員、管理・監督職員対象)	154人
	接遇研修	116人
	勤務評定者研修(管理・監督職員対象)	186人
自主研修	人権研修	48人
	通信教育(地方行政実務コースほか)	25人
	自主研修支援事業	10人
合 計		840人

(2) 勤務成績の評定の状況

現在、適切な人事管理を行うとともに、職員の意欲向上など人材育成を目的として、適正かつ公平な勤務評定を行うため、管理・監督職を対象とした勤務評定者研修を実施するなど、その制度の確立に向けて準備を進めています。(平成19年度実施)

5. 職員の福利などの状況

(1) 職員の福利厚生の状況

(平成19年度)

区 分	内 容
健康管理	定期健康診断、成人病健診、腰痛健診などの健康診断・検査および破傷風、B型肝炎の予防接種を実施
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合による実施
互助会制度	兵庫県町村職員互助会または兵庫県学校厚生会による実施

(2) 公務災害の状況

職員が、公務上の災害または通勤上の災害を受けた場合は、その災害によって生じた身体的損害に対する経済的補填があります。(平成19年度)

項 目	発生件数
公務災害	13件
通勤災害	1件